## 鳥取県告示第13号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 処分をした年月日
  平成19年1月4日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号 有限会社オーヤ商事 代表取締役 櫻谷利雄 八頭郡八頭町郡家 650-25 鳥取県知事 (般-18) 第 5943 号
- 3 処分の内容

平成19年1月4日から平成19年1月18日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う建設工事に係る営業(発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う営業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。)のうち公共工事(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。)に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

同社は、鳥取県八頭総合事務所発注の高山地区小規模急傾斜地崩壊対策工事(2工区)を受注し、他の建設業者に一括して請け負わせた。

このことは、建設業法第28条第1項第4号に規定する「建設業者が第22条の規定に違反したとき。」に該当する。